

各位

平成 29 年 3 月 13 日

放射線取扱主任者

放射光科学研究施設における放射線障害防止法施行規則

第 22 条の 3 項の適用について

放射光科学研究施設において、放射線障害防止法施行規則第 22 条の 3 項に基づき、下記の期間、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うことをお知らせします。

1. 期 間 : 2017 年 3 月 13 日 (月) から 2017 年 4 月 9 日 (日) まで

2. 場 所 (図参照) :

- a) 放射光科学研究施設・光源棟 2 階・サービスヤード (図 1)
- b) 放射光科学研究施設・光源棟 2 階・搬入前室 (図 1)
- c) 放射光科学研究施設・光源棟実験室 (図 2)

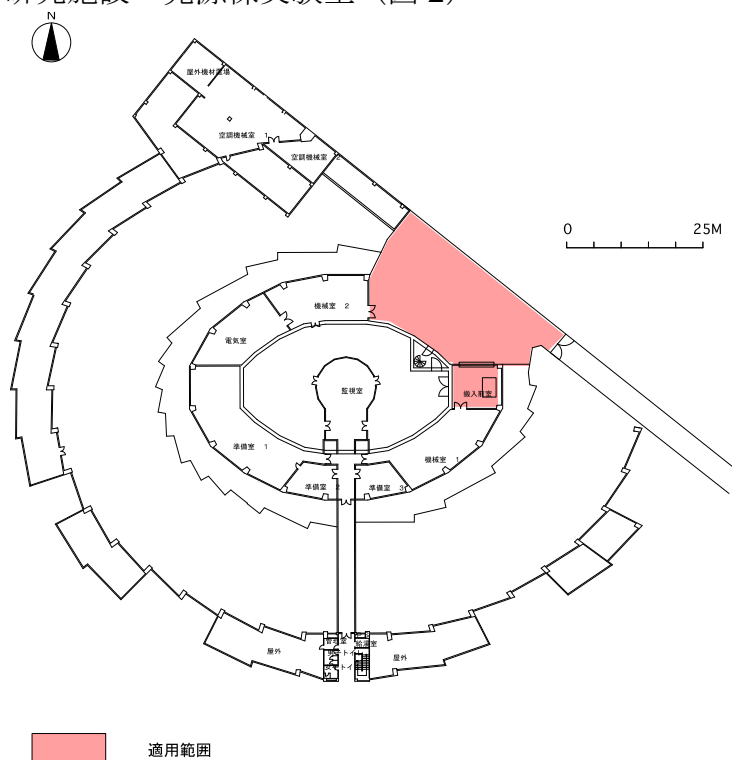


図 1. 光源棟 2 階サービスヤード及び搬入前室における適用範囲

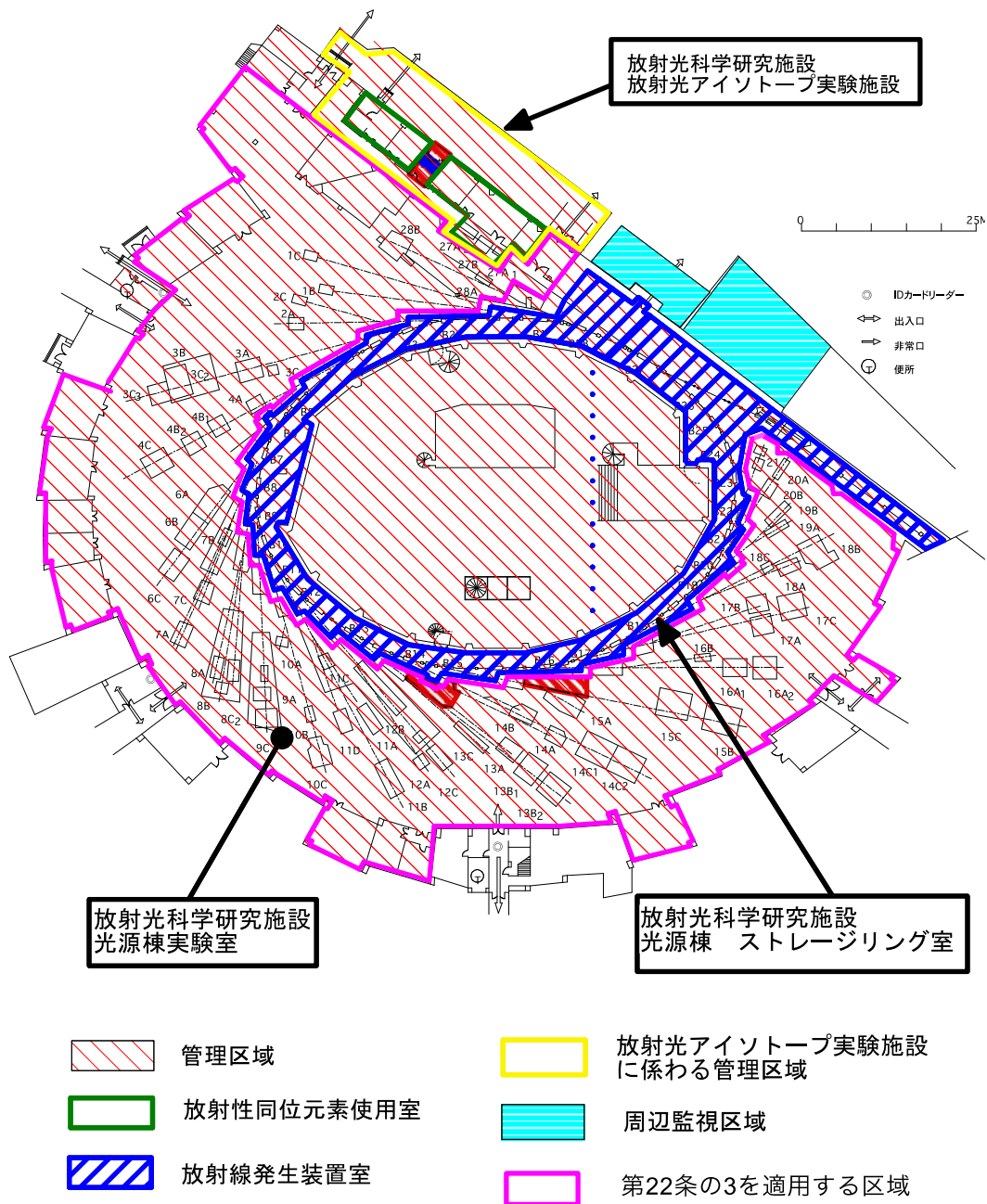


図2. 光源棟実験室における適用範囲

配布先 機構長

(管理局) 施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室

(素核研) 所長、副所長、事務室

(物構研) 所長、副所長、事務室

(加速器) 施設長、各主幹、事務室

(共通) 施設長、各センター長、事務室

(担当者) 当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、管理室員